

津市監査委員告示第7号

令和6年9月10日付けで郵送提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和6年11月5日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和6年11月21日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	渡	邊	晃	一

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和6年9月10日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 大 原 敦 子

請求人代理人

長谷川 祐希

3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨（ほぼ原文のまま記載）

ア 労働安全衛生法の規定によれば、常時50人以上の労働者を使用する事業所においては産業医を選任しなければならない。津市立久居中学校の教職員数は50人以上であり、この規定は同校にも適用される。

イ 今年7月24日付けで「津市立久居中学校に関する文書」のうち「産業医に支払う人件費として用意された金額が示された文書」を情報公開請求したところ、「歳出予算内示書」が開示された。したがって、津市立久居中学校では、出勤記録こそ存在しないものの、産業医が選任されている。

ウ 衛生委員会は法令上月1回以上開催し、議事録を適切に作成した上で3年間保存しなければならないとされており、産業医の参加も必須である。しかし、今年4月1日から情報公開請求によって関係文書を入手した7月24日までの期間において衛生委員会の議事録は7月19日開催分しかなく、産業医については出席していない。

エ 産業医による職場巡視は月1回以上、衛生管理者による職場巡視は週1回以上実施することが法令で義務付けられている。ただし、労働安全衛生規則第15条の規定により、産業医が事業者から毎月1回以上、衛生管理者が行う職場巡視の結果を得て、かつ事業者の同意を得ているときは、産業医による職場巡視は少なくとも2か月に1回で良いとされている。しかし、今年7月19日時点で職場巡視記録について情報公開請求を行った結果、開示されたのは昨年度の分のみであり、今年度については開示されなかった。これは少なくとも4～6月につ

いて産業医も衛生管理者も職場巡視を行っていなかったことを意味するため、職場巡視の実施回数は不適法であるといえる。

オ 月に1回以上の職場巡視や衛生委員会への出席といった予防的措置こそが産業医の中心的な役割であるが、それらが法定基準に従わず、全く行われていない。産業医が実際に行った業務内容は不明であるが、仮に各種書類への捺印や年1回の健康診断後の面接、長時間の時間外労働を行った教職員への面接の備えといった周辺的な雑務だけを行い、報酬もその分だけしか受け取っていなかったとしても、業務内容相応の報酬だから良いとはならない。そもそも中心的な役割を果たしていなければ、その周辺の役割も生じ得ないものであるから、職務を全く行っていないのと同じである。したがって、報酬についても発生しない。

カ 津市の産業医の報酬は月額20万円（4万円×5か所分）であり、津市立久居中学校にかかる産業医の人件費はこのうちの1か所分である月額4万円であると考えられる。これはすなわち、津市立久居中学校長は産業医に対して初めから産業医としての役割を期待せず、本来産業医を派遣すべき回数について派遣要請をしなかったことを意味する。これは名義貸しに対する謝礼として月額4万円を支払ってきたことを意味する。

キ 津市立久居中学校に産業医が派遣される回数が法定基準に満たないのは、津市立久居中学校長が教職員の健康等への配慮よりも産業医の設置という形式上の法令遵守をアピールすることを目的としたためだと考えられる。形式上の法令遵守のアピールのために月額4万円の公金が支出されていたとすれば、市の財産に損害を与えたということになる。また、請求人は教職員組合「みえ教育ネットワーク教職員ユニオン」の委員長として学校における教職員の労働環境改善を訴えてきているが、請求人に限らず、このような取り扱いが学校現場で行われていることを知って、教育現場への信頼を失う市民はいるはずである。

本件は公金の不当な支出と言わざるを得ない。なお、2011年度の大阪市の事例でも、産業医の職務が形骸化しているケースについて、報酬の自主返納等の措置が取られている。

ク 以上のことから、津市立久居中学校長に対し、2024年度における津市立久居中学校の産業医に対する医務謝礼月額4万円に月数を乗

じた金額を自ら市に弁済することや、産業医に謝礼の自主的な返還を求めることといった必要な措置をとることを請求する。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

監査対象部局を総務部人事課及び教育委員会事務局学校教育部学校教育課とし、書面による事実確認を行うとともに、関係職員の陳述を聴取した。

なお、請求人代理人から陳述を希望しない旨の申出があったため、陳述の聴取は行っていない。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、監査対象部局から提供を受けた関係書類、令和6年9月27日に関係職員から聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

(1) 中学校に係る産業医の選任について

津市職員安全衛生管理規程（平成19年訓令第8号。以下「規程」という。）第19条において、別表第1の左欄に掲げる箇所（各小学校、各中学校、義務教育学校及び各幼稚園）ごとに労働安全衛生法第13条に規定する産業医を置き、医師のうちから、任命権者（教育委員会）がこれを選任するとされているが、教育委員会においては、選任の手続はなされておらず、市長が市長部局の産業医と併せて、各小学校、各中学校、義務教育学校及び各幼稚園の産業医も選任していた。

(2) 学校安全衛生委員会について

ア 委員の指名日

令和6年4月1日

イ 委員の指名期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日

ウ 委員会の構成（計16名）

- (ア) 安全衛生管理者 1 名
- (イ) 産業医 1 名
- (ウ) 安全管理者 1 名
- (エ) 衛生管理者 1 名
- (オ) 安全衛生推進者 1 名
- (カ) 衛生推進者代表 4 名
- (キ) 職員代表 7 名

エ 令和 6 年度開催について

- (ア) 開催回数及び開催日
1 回（令和 6 年 8 月 8 日）
- (イ) 産業医の出席の有無
有り

(3) 産業医による職場巡視について

労働安全衛生規則（昭和 4 7 年労働省令第 3 2 号。以下「省令」という。）第 1 5 条の規定による産業医による職場巡視は実施されていなかった。

(2) 津市産業医業務委託契約について

ア 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

イ 契約の相手方

〇〇〇〇（津市内医療機関の産業医の資格を有する医師）

ウ 委託業務を実施する箇所及び契約金額

(ア) 本庁等（税込み月額 4 万円）

本庁舎及びメッセウイング・みえに設置される部等（選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査事務局及び議会事務局を含み、教育委員会事務局を除く。）並びに河芸庁舎（河芸教育事務所を除く。）、芸濃庁舎（芸濃教育事務所を除く。）、美里庁舎（美里教育事務所を除く。）、安濃庁舎（安濃教育事務所を除く。）、香良洲庁舎（香良洲教育事務所を除く。）、一志庁舎（一志教育事務所を除く。）、白山庁舎（一志事業所及び白山教育事務所を除く。）、美杉庁舎（美杉教育事務所を除く。）及び三重短期大学に設置される課等を一体としたもの

(イ) 教育委員会事務局（各小学校、各中学校、義務教育学校及び各幼

稚園を除く。) (税込み月額 4 万円)

- (ウ) 各小学校、各中学校、義務教育学校及び各幼稚園 (税込み月額 4 万円)

エ 委託業務の内容

- (ア) 健康相談の開催及び長時間勤務職員並びに心理的な負担の程度を把握するための検査において高ストレス判定を受けた職員に対する面接指導の津市応急クリニックでの週 1 回の実施
 - (イ) 心理的な負担の程度を把握するための検査等に関すること
 - (ロ) 作業環境の維持管理に関すること
 - (ハ) 作業の管理に関すること
 - (ニ) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること
 - (ホ) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
 - (ヘ) 衛生教育に関すること
 - (セ) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置
 - (シ) 前各号に掲げる事項について、必要に応じて任命権者又は安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言すること
 - (ス) 安全衛生委員会への出席
 - (セ) 職場を定期的に巡視し、作業又は衛生状態に有害なおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること
 - (シ) 定期健康診断の結果に対する事後措置
 - (ス) 休職者に対する職場復帰支援
- (3) 委託料の支出について
- ア 令和 6 年 4 月分
 - (ア) 支出負担行為日及び支出負担行為金額
令和 6 年 4 月 1 日 (12 万円 × 12 か月 = 144 万円)
 - (イ) 支出命令日及び支出命令額
令和 6 年 5 月 2 日 (12 万円)
 - (ウ) 検査年月日及び検査者
令和 6 年 4 月 30 日 (人事課長)
 - イ 令和 6 年 5 月分

(ア) 支出命令日及び支出命令額

令和 6 年 6 月 4 日 (12 万円)

(イ) 検査年月日及び検査者

令和 6 年 5 月 31 日 (人事課長)

ウ 令和 6 年 6 月分

(ア) 支出命令日及び支出命令額

令和 6 年 7 月 1 日 (12 万円)

(イ) 検査年月日及び検査者

令和 6 年 7 月 1 日 (人事課長)

2 本件監査請求の適法性に係る判断

請求人は、津市立久居中学校の産業医が、令和 6 年 4 月から 6 月までの間、省令第 15 条の規定による職場巡視を行っていない上、同年 7 月 19 日に開催された衛生委員会にも出席していないのに、市が月額 4 万円の報酬を支払っていることは、不当な公金の支出であると主張している。これは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条の住民監査請求の対象とする財務会計行為のうち、不当な公金の支出と解されることから、適法な請求であると判断した。

3 適法な監査請求に係る判断

請求人は、久居中学校の産業医が、令和 6 年 4 月から 6 月までの間、月 1 回以上の職場巡視や学校安全衛生委員会への出席などの法定基準を満たしていないのに、産業医に対し、月額の委託料を支出するのは不当な公金の支出であると主張している。

しかしながら、委託料は、地方公共団体がその権限に属する事務、事業等を直接実施せず、他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支払われる経費であり、住民監査請求の対象とする財務会計行為としての不当な公金の支出に当たるか否かの判断は、労働安全衛生法その他関係法令の規定とは別個に、久居中学校の産業医が、市の委託した業務を履行しているか否かを検討すれば足りる。

津市産業医業務の仕様書によると、委託業務を実施する箇所は、本庁舎等、教育員会事務局、各小中学校、義務教育学校及び各幼稚園と広範囲なものとなっており、委託業務の内容についても、上記の 1 確認した事実の概要、エ委託業務の内容における(ア)から(ス)までと多岐に渡っており、1 年間を通じた包括的なものとされている。

委託業務を実施する3箇所について、それぞれ月額4万円の委託料を支払う契約にはなっているものの、業務の性質からすると、毎月の業務履行の対価としての委託料というよりは、1年間の包括的な業務履行に対する月額報酬とみなせるものであり、請求人が主張する令和6年4月から6月までの間、久居中学校の職場巡視を行っていないこと、職場安全衛生会議に出席していないことだけをもって、各小中学校、義務教育学校及び各幼稚園全体に対する月額4万円の委託料を支出することが、違法・不当な公金の支出であるとは言えない。

また、委託料の支出に係る支出負担行為、支出命令についても、津市会計規則に基づき適正に行われており、何ら違法・不当な点は認められない。

請求人が主張するとおり、久居中学校への月1回以上の職場巡視は行われておらず、産業医の職務としては一部省令どおり行われていないものの、月額報酬の性質を有する委託料の支出自体に違法・不当な点は認められないことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

第4 意見

学校産業医への月額4万円の委託料の支出については、不当・違法な点は認められなかったが、近年、学校現場においては、教職員の働く環境は厳しさを増しており、職場における教職員の安全と健康を確保することは、これまで以上に地方自治体に課されている責務である。

労働安全衛生法その他関係法令上の産業医の職務と規程上の産業医の役割を組織として十分に整理し、教職員が安心して健康に働ける職場環境の整備に尽力されたい。

以上